**Ⅰ　太陽光発電設備設置目的の転用申請添付書類**

・土地の登記事項証明書（全部事項）

・位置図（縮尺1/25,000程度）

・周辺見取図（申請地周辺の土地の利用状況が確認できる図面）

・公図写し（申請地及び隣接地の地目、地番、地積、所有者氏名を表示する。また、次例のような証明が必要）

　【証明例】

　　　この公図の写しは○○地方法務局○○支局備え付け公図（公図番号○○には実際）を謄写したものに相違ありません。

　　　○年○月○日謄写　　　謄写者　住所　氏名　印

・選定経過書・候補地位置図

　（土地の選定理由(例えば送電用電機工作物のとの距離など)や、第３・２種農地、農地以外の土地に設置可能な土地がないか等について、検討した経過が確認できる書類・図面）

・事業計画書（売電先との相談状況も記載されたもの。）

・土地利用計画図（設備等配置図）

・売電先の電力会社への接続の本申込書に電力会社の受付印が押印されたもの

　※　発電出力５０ｋｗ未満については電力受給契約申込書(受付番号及び申し込み承諾年月日の記載されたもの)。

・売電シミュレーション（何年で利益を得られるか分かるもの）

・設備認定通知書（経済産業省発行）

・設備のカタログ

・設備立面図（パネルの高さ、支柱の構造が分かるもの。）

・見積書

・資金証明書（事業を完了させるために必要な資金の裏付けになる証明等。金融機関発行の賃

借権等の合意解約、耕作者の同意が必要）

・土地改良区の意見書（申請の農地が土地改良区内にある場合）

・耕作者の同意書（申請の農地に地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者が居る場合。

　　　　　　　　　賃借権等の合意解約、耕作者の同意が必要）

・委任状（代理人申請の場合）

・法人の登記事項証明書及び法人の定款（転用事業者が法人の場合）

　※　目的に「太陽光発電による売電事業」の記載があるもの。

・特定図３部　※一筆の内一部を転用する場合に必要

　（申請地の位置を朱線により特定した測量図面で、申請に係る面積が記載されているもの。

分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のもの。）

**Ⅱ　営農型の場合の追加添付書類**

・営農型発電設備の設計図

・下部の農地における営農計画書

・下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ

・必要な知見を有する者の意見書又は選考して営農型発電設備の設置に取り組んでいる者の事例

・一時転用面積計算書（支柱又は支柱基礎面積・本数、及びパワーコンディショナー設置部面　積・個数が記載され、それらの合計として算出される一時転用面積が分かるもの）

・太陽光パネルの下部の農地面積の求積図（当該設備直下の農地面積＋夏至日の南中高度により日影が生じる農地面積）

・設備撤去に係る第三者機関との保証契約又は撤去費用の預託などの措置が講じられているこ　とが分かる書類

・支柱を含む当該設備撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面

　※　設備を設置する方と営農者が同一の場合は不要

・パネルの下部の農地で生産される農産物の販売先の見込み、その収入の見込みなどが確認できる書類

　※　不耕作地に設置する場合は不要